

おおやま居宅介護支援センター

重要事項説明書

居宅介護支援サービス事業の提供にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、事業者として説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団東方会
事業者の所在地	富山県富山市花崎 85 番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 日置 将
電話番号	076-483-3311
指定年月日	平成 14 年 12 月 1 日
指定番号	富山県指令高第 1054 号

2. ご利用の事業所

事業所の名称	おおやま居宅介護支援センター
事業所の所在地	富山県富山市花崎 85 番地
管理者の氏名	藤 井 友 子
電話番号	076-413-3315
F A X 番 号	076-413-3347
指定事業所番号	1671500112

3. 事業の目的と運営の方針

① 事業の目的

おおやま居宅介護支援センターは、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活をおくれるよう、また、老化にともない介護が必要な者に対して、居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護相談および介護計画の作成ならびにその支援に努めることを目的とします。

② 事業の運営方針

- (1) 居宅介護支援サービスは、介護保険法令に基づき提供いたします。
- (2) 利用者の心身の状況に応じ、また、利用者の選択により適切なサービスが事業者から提供されるよう支援します。
- (3) 常に利用者の立場に立ち、居宅サービス等の特定の事業者に不当に偏るこ

とのないよう、公正中立に行います。

- (4) 事業の運営にあたっては、保険者、他の支援事業者や、介護保険施設との連携に努めます。

4. 職員の配置

職 種	員 数	区 分	常勤換算	指定基準	資 格
介護支援専門員	1 名	常勤	1.0	1 以上	有

5. 職員の勤務体制

毎週月曜日から金曜日の 8 : 30 ~ 17 : 15 まで勤務

ただし、国民の祝日および 8 月 14 日 ~ 8 月 16 日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日を除く

6. 営業日

毎週月曜日から金曜日の 8 : 30 ~ 17 : 15 まで

ただし、国民の祝日および 8 月 14 日 ~ 8 月 16 日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日を除く

7. 居宅支援サービスの概要

- ① 申請の代行業務
- ② 要介護認定のための調査代行業務
- ③ 居宅サービス計画の作成
- ④ 居宅サービス事業者との連絡調整
- ⑤ 他の指定居宅介護支援事業所との連絡調整
- ⑥ 指定介護保険施設との連絡調整
- ⑦ その他の居宅介護支援業務

8. 苦情処理

提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明します。

苦情等申立先

窓 口 担 当 者	藤 井 友 子
ご 利 用 時 間	毎週月曜日から金曜日の 8 : 30 ~ 17 : 15 まで
ご 連 絡 方 法	電話 076-413-3315 (おおやま居宅介護支援センター)

福祉サービス苦情相談窓口

★富山市介護保険課	富山市新桜町 7 番 38 号
	電話 076-443-2044

★富山県国民健康保険団体連合会

富山市下野字豆田 995-3 県市町村会館内

電話 076-431-9827

★富山県福祉サービス運営適正化委員会

富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階

電話 076-432-3280

9. 秘密保持

- ① 事業所および事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を洩らしません。
- ② 事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を洩らすことがないよう必要な処置を講じます。

10. 利用者および利用者の家族の個人情報の提供について

サービス担当者会議などに、利用者および利用者の家族の個人情報を提供することに対して同意を求めます。

※一部または全部を制限することができます。ただし、全部を制限した場合は居宅介護支援を提供できない場合があります。

11. 事故が発生した場合の対応

- ① 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、サービスの提供によって、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ③ サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 利用料

このサービスの利用料およびその他の費用は以下のとおりです。

居宅介護支援に要する費用（1月につき）

① ケアマネージャー1人当たり 45件未満の場合

要介護 1	(1,086 単位)	11,088 円
要介護 2	(1,086 単位)	11,088 円
要介護 3	(1,411 単位)	14,406 円
要介護 4	(1,411 単位)	14,406 円
要介護 5	(1,411 単位)	14,406 円

② 加算について

(1) 初めてサービス計画を立てるとき	3,063 円
(2) 入院時連携加算Ⅰ	2,552 円
入院時連携加算Ⅱ	2,042 円
(3) 介護職員等処遇改善加算	所定単位×2.1%

13. 計画書の交付

居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類が必要な場合は、その記録の閲覧および複写物の交付をしますので、お申し出ください。

14. 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

15. ハラスメントに関する禁止事項と対応について

当職員による利用者並びに家族へのモラルの強要並びに性的嫌がらせを禁じます。
事故発生時には、苦情対応と同様の対応により解決に努めます。
また、市町村への連絡をおこない、指導を仰ぎます。

16. 虐待の防止について

1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - ・ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・ 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・ その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
2. 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

17. 衛生管理

- 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じます。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催、指針を整備
 - ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施。

18. 業務継続計画の策定等

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ・従業者に対し、業務持続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

19. ケアマネジメントの公正中立性の確保。

- ・利用者は、介護サービス計画に位置付ける介護サービス事業所の選定に際し、複数の事業所の紹介を介護支援専門員に求めることが可能です。また、当該事業所の介護サービス計画に位置付けた理由を、介護支援専門員に求めることが可能です。

以上重要事項について、利用者（またはその代理人）に説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	富山県富山市花崎 85 番地
	事業者名	医療法人社団東方会
	サービス事業所（事業所の名称および所在地）	富山県富山市花崎 85 番地 おおやま居宅介護支援センター
	説明者氏名	藤井 友子 ㊞

利用者（契約者）

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

利用者の代理人（契約者の家族等）

住 所 _____
氏 名（続柄） () ㊞